

Weekly Report

第365号
平成28年6月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

算定基礎届の基本と留意点Q & A

算定基礎届の提出期間は7月1日～11日です。

◆Q & A

Q. 対象者は？

A. 7月1日現在の被保険者全員が対象です。ただし、6月1日以降に資格取得した方や、7月改定の月額変更届を提出する方などは対象外となります。

Q. 標準報酬月額の見直し方法は？

A. 原則、4～6月の3ヶ月間に支払われた報酬の平均額により算定しますが、支払基礎日数が17日未満の月は除きます（短時間労働者は取扱いが異なります）。例えば、4月が17日未満であれば5月6月の2ヶ月で算定されます。なお、3ヶ月とも17日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定します。

Q. 対象となる報酬は？

A. 報酬には給与や通勤手当、残業手当など被保険者が労務の対償として受ける全てのものを含みます。ただし、年3回以下の賞与（標準賞与額の対象）や、見舞金などの臨時に受けるものは含ま

れません。

Q. 4月の途中に入社したことで、1ヵ月分の給与が支給されない場合は？

A. 1ヶ月分の給与が支給されない月は、算定の対象から除きます。

Q. 業務の特性上、例年4月～6月が繁忙期に当たるため、残業手当等により他の期間と比べて多く支給されている場合は？

A. 前年7月～当年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差があれば年間平均による保険者算定の対象となります。申し立てには、「事業主の申立書」と「本人の同意」が必要です。

来月1日に公表される28年分の路線価

路線価は、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となるもので、国税庁は例年7月に、その年の1月1日時点での路線価（及び評価倍率）を公表します。

路線価（道路に面した標準的な宅地の1㎡あたりの価額）が定められている土地の評価方法は、路線価を土地の形状等に応じた各種補正率で調整した後、面積を乗じて計算する路線価方式です。一方、路線価が定められていない土地については、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算する倍率方式となります。

土地は、相続財産で大きな割合を占めますので、評価額を把握しておくことが重要となります。

特例源泉税・労働保険料などの資金対策を

納期の特例の適用を受けている企業の源泉所得税は、7月11日（月）が納付期限です。

同特例は、1月～6月分の給与・賞与・退職金及び税理士などの報酬の源泉所得税をまとめて納付するため多額になる場合があります。正当な理由なく納期限に遅れると、不納付加算税と延滞税が課せられるので注意が必要です。

また、労働保険の概算保険料の納付や賞与など資金需要が増える時期と重なるので、売掛金の管理・回収など資金対策を再確認しておきます。